

長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業費支援金にかかるQ&A（障害者施設等・食材料費）

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	対象となる事業所等は。	<p>支援金の申請時点で障害者総合支援法等に規定する以下の障害福祉サービス施設・事業所としての指定を受けており、長崎県内でサービス提供を行う事業者が対象となります。</p> <p>対象サービス：入所系、通所系 入所系：障害者支援施設、共同生活援助、短期入所（空床利用型を除く）、宿泊型自立訓練、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 通所系：生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援センター</p> <p>なお、対象サービスのうち、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援センターは、<u>申請日時点で、食事提供体制加算が算定可能な事業所として指定権者に届出がされている事業所であると県障害福祉課が確認できる事業所に限ります。</u></p>
2	対象・要件	令和5年度途中で休止・廃止した事業所は対象になるか。	<p>申請時点で休止・廃止している事業所は対象となりません。</p> <p>また、支給要領第2に定めるとおり、「支援金の受領後も事業を継続する意思があること」を支給要件としておりますので、申請時点では事業所を運営している場合であっても令和5年度中に休止・廃止が具体的に予定されている事業所は、対象となりませんのでご注意ください。</p>
3	対象・要件	令和4年度以前に事業を休止し令和5年度に入って再開した事業所は対象になるか。	<p>現在休止中の事業所であっても、申請時点までに事業が再開され、かつ今後の事業継続の意思がある場合は、申請可能です。</p>
4	対象・要件	支援金の支給を受けた後、やむなく事業所を休止・廃止する場合には、支援金の返還が必要になるか。	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点で施設の廃止（休止）を届け出ている場合や、令和5年度中（令和5年4月から令和6年3月まで）に廃止（休止）する予定の場合は、支援金支給の対象となりません。 申請時点で事業継続の意思があり、休止・廃止の具体的な予定がない場合は、支援金の支給対象となります。
5	対象・要件	令和5年度に新設した事業所は支給の対象となるか。	<p>申請書の提出期限までに、支援対象である障害福祉施設・障害福祉サービス事業所としての指定、許可を受け、支援金の申請を行った場合は、支給対象となります。</p>

No	区分	質問	回答
6	対象・要件	<p>①生活介護と就労継続支援B型を多機能型事業所として実施しているが対象か。</p> <p>②居宅介護と重度訪問介護を実施している場合は対象か。</p> <p>③障害者支援施設（共同生活援助事業所）で空床型短期入所を実施しているが、対象になるのか。</p> <p>④障害者支援施設（共同生活援助事業所）と併設型短期入所事業所を実施している場合は、定員数何人で申請するのか。</p> <p>⑤生活介護事業所と単独型短期入所事業所を実施している場合は、どのように申請するのか。</p>	<p>①多機能型事業所として実施している事業所も対象になりますが、2以上のサービスを実施する多機能型事業所であっても1事業所として申請してください。</p> <p>②今回の支援は、入所系、通所系の施設・事業所を対象としていますので、訪問系サービスは対象外としています。</p> <p>③短期入所については、単独型、併設型事業所を支給対象とします。空床型短期入所事業所は、本体施設の障害者支援施設（共同生活援助事業所）の定員数で申請をお願いします。</p> <p>④障害者支援施設（共同生活援助事業所）の定員数と併設型短期入所事業所の定員数を合計した数を障害者支援施設（共同生活援助事業所）の定員数として申請をお願いします。</p> <p>⑤生活介護事業所は通所系事業所として、単独型短期入所事業所は入所系施設・事業所として、それぞれ支給対象となりますので、それぞれ申請してください。</p>
7	対象・要件	支援スキームはどのようなものか。	<p>利用者に食事を提供する対象施設・事業所の物価高騰による負担を軽減し、サービスの継続的な提供を促進するため、支援対象施設・事業所の区分により、定額の支援金を支給することとしております。</p> <p>①入所系施設・事業所 定員数×1人あたり単価6,500円</p> <p>②通所系事業所 定員数×1人あたり単価2,200円</p>
8	対象・要件	支援単価（6,500円又は2,200円）に施設の定員数をかけるのか。それとも申請時点での入所者の人数をかけるのか。	申請時点で入所している入所者の人数ではなく、指定を受けている定員数をかけてください。
9	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、その市町の施設について県の支援は行うのか。	各市町が、今年度の物価高騰への支援として、介護サービス事業所、介護保険施設又は障害福祉サービス施設に対し、支援を行っている場合、若しくは、今後、支援を行う予定の場合において、市町の支援を受ける事業所に対しても県の支援金を支給いたします。
10	対象・要件	公設民営の施設は対象か。	対象として差し支えありません。（ 公営の施設、事業所は対象外 となります。）
11	対象・要件	医療型障害児入所施設は、病院としての機能も併せ持つが、医療機関、障害福祉施設等双方の支援金を受けられるのか。	医療機関と障害福祉施設の機能を兼ね備えている場合には、医療機関対象の支援金又は障害福祉サービス施設・事業所対象の支援金のいずれかを選択してください（重複申請はできません）。
12	対象・要件	同一の事業所で障害福祉と介護保険の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合は、障害福祉サービス支援と介護サービス施設等支援のどちらが優先か。	障害福祉サービス又は介護保険サービスのうち、主となるサービスで申請してください（重複申請はできません）。

No	区分	質問	回答
13	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	県電子申請システムを利用した申請となります。障害福祉課ホームページに掲載の様式を作成のうえ、電子申請システムから登録をお願いします。
14	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	原則、電子申請となります。諸事情により電子申請が困難な場合のみ、障害福祉課に事前に連絡いただいたうえで、郵送での申請も受け付けます。
15	申請方法等	申請書は県に持参できないか。	原則、電子申請となります。諸事情により電子申請が困難な場合のみ、障害福祉課に事前に連絡のうえ郵送してください。 なお、必須ではありませんが、レターパック等で郵送されると配送状況が追跡可能となります。
16	申請方法等	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載しています。
17	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和6年1月31日（水）までとなります。
18	申請方法等	申請は法人単位で行うのか、各事業所単位で行うのか。	申請は、法人等単位で行っていただくこととなります。法人等が複数の事業所を運営している場合は、法人等でまとめて申請してください。 ただし、申請書1件あたり登録できる振込口座は1件になりますので、事業所ごとに振込先口座が異なる場合は、それぞれの事業所ごとに申請書を作成してください。
19	申請方法等	インターネットバンキング等通帳がない口座の場合は、どのような書類を添付すればよいか。	支援金の振込みに必要な口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ・漢字）等）がわかる書類を添付してください。 インターネットバンキングの場合は、インターネット上で口座情報を確認できるページを印刷したもので差し支えありません。 当座預金の場合は、当座勘定照合表、残高証明書等口座情報が記載された書類を添付してください（口座情報以外の部分は黒塗りしていただいて構いません。）。
20	申請方法等	障害福祉サービス事業と介護保険サービスの事業を経営している場合、法人単位で申請するのであれば、両者をまとめて1つの申請書を提出するのか。	障害福祉サービスと介護保険サービスで分けて、それぞれ申請をお願いします。
21	証拠書類	今回の支援金の支給を受けるにあたり、証拠書類などはどのようなものを揃えておけばよいか。	支援金の支給を受けるにあたって必要となる証拠書類はありませんが、県に提出した申請書の控えは必ず保管するようにお願いします。